

平成20年8月25日
第7回設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会

建設コンサルタント業務等における再委託の あり方

平成20年8月

建設コンサルタント業務等における「再委託」に関する定義

【土木設計業務等委託契約書 第7条 一括再委託等の禁止】

- 乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはいけない。
- 2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、**甲の承諾を得なければならない。**ただし、甲が**設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。**
- 4 甲は、乙に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

【設計業務等共通仕様書 1127条 再委託】

- 1. 契約書第7条第1項に規定する「**主たる部分**」とは、**次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。**
 - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの**簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。**

【再委託のイメージ図】

再委託できない	再委託できる	
主たる部分 契約書第7条、共通仕様書1127条に明記 (又は特記仕様書に明記)	発注者の承諾が必要	発注者の承諾が不必要 軽微な部分(契約書第7条)
	明記無し	特記仕様書 に明記
		簡易な業務(共通仕様書 1127条2)に明記

「再委託」のあり方 前回までの整理と指摘

<p>「再委託」の 主要課題</p>	<p>1 再委託の実態として、「主たる部分」「発注者の承諾を必要とする部分」「軽微な部分」の境界が契約図書において不明確になっている。</p>	<p>2 「発注者の承諾を必要とする部分」については、受注者の申請に任されており、きちんと承諾を得ているか把握できていない。</p>	<p>3 再委託には上限値制限が無く、受注者の能力を評価して選定したのに実際には大部分を他の者が行う場合がある。</p>
------------------------	---	--	--

<p>「再委託」の 課題対応</p>	<p>再委託について 厳格に確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○承諾の不要な軽微な部分が受注者ごとに異なる解釈がされないよう、軽微な部分の定義を限定的な表現に改める。 ○これまで受発注者間の「解釈の違い」であったものが、提出義務となる。 	<p>再委託率に一定の上限を設けることを検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プロポーザルや総合評価方式、簡易公募型競争入札でも、登録された技術者が技術力を発揮することで高い評価がされたことにより受注しているものであり、再委託に大部分を頼るのは問題。
------------------------	---	---

<p>前回までの 整理と指摘</p>	<p>承諾の不要な軽微な部分が受注者に拡大解釈されないよう、共通仕様書及び特記仕様書の記載を見直すことで 「軽微な部分」の限定列挙</p> <p>→ 承諾できるものとできないものを明確に</p>	<p>発注者の承諾が必要な部分（軽微な部分を除く）のボリュームについて上限値を設ける。 再委託は原則として 契約額の1/3以内</p> <p>→下請いじめにならないか？ 作業量は仕事や業種（建築、測量、地質）によってかなり異なる。 1/3を超えては絶対ダメだという誤解。</p>
------------------------	---	--

<p>今回の改正</p>	<p>○再委託の承諾を要しない「軽微な部分」の限定 ・「軽微な部分」の拡大解釈を防止するため、共通仕様書の規定を、現行の例示列挙から限定列挙に変更すると同時に再委託の承諾が可能な業務の例を地方整備局に周知することとした。</p>	<p>○再委託の上限の設定 ・真に上限が必要な随意契約（プロポーザル方式を含む）による土木設計業務等委託契約の場合に限り、上限を設ける。 ・3分の1を超える場合を認めないのではなく、3分の1を超える場合に厳格に確認することとした。</p>
--------------	--	---

設計業務等委託共通仕様書の改定について

■再委託の承諾の厳格化に関する改正のポイント

1. 再委託の上限の設定

- ・**随意契約(プロポーザル方式を含む)による土木設計業務等委託契約**の場合に限り、再委託の上限を規定する。
- ・軽微な部分の再委託を除いた再委託額を、原則として業務委託料の**3分の1**以内とし、これを超える場合は厳格に確認する。

2. 再委託の承諾を要しない「軽微な部分」の限定

- ・「軽微な部分」の拡大解釈を防止するため、共通仕様書の規定を、現行の例示列挙から限定列挙に変更する。

■【土木設計業務等委託共通仕様書 1127条 再委託】

(現行)

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない(各号は省略)。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。



(改正後)

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない(各号は省略)。
2. **契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。**
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. **会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。**

※共通仕様書に限定列挙した作業以外に軽微な部分がある業務は、特記仕様書で規定する。

(記載例)

第〇条 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、土木設計業務等共通仕様書第1127条第2項に規定する部分の他、【速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、収集及び単純集計から選択して限定列挙】とする。

承諾の不要な軽微な部分が受注者に拡大解釈されないよう、共通仕様書及び特記仕様書の記載を見直すことで

「軽微な部分」の限定列举

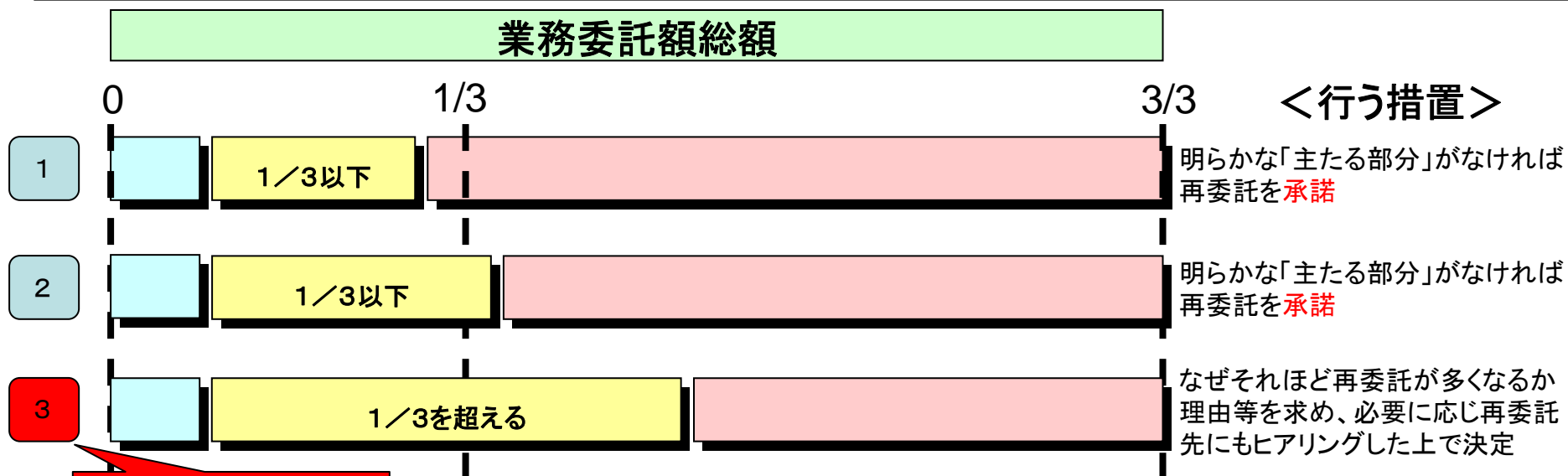
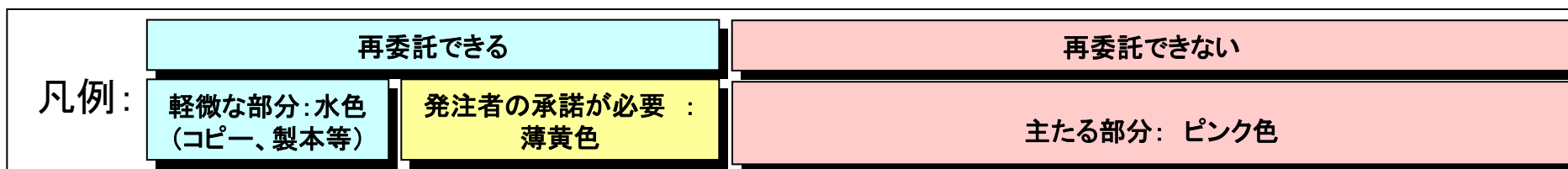
再委託について
厳格に確認

発注者の承諾が必要な部分(軽微な部分を除く)のボリュームについて上限値を設ける。

再委託は原則として

契約額の1/3以内

分離発注の推進、共同企業体による応募の推奨、その上で内容によっては発注者と協議し1/3を超える委託も可能



厳格に確認

(例示: 道路環境調査における大気質、騒音及び振動計測、交通量調査等、現場作業が必然的に大きい場合など、理由等に問題なければ1/3を超えても承諾)

再委託させて良い業務の範囲(整備局への通知)

	再委託できない	再委託できる							
		発注者の承諾が必要	発注者の承諾が不必要						
	主たる部分 契約書第7条、共通仕様書1127条に明記	明記無し	軽微な部分 契約書第7条に明記						
①計画準備・ 現地踏査	業務の総合的企画、業務計画書作成、現地踏査	個別の企画の案、比較手法案の 作成作業 等		特記仕 様書に 明記	軽微な 部分				
	業務の実施手法の比較検討及び決定								
②業務遂行管理	業務遂行管理	—							
③調査業務	調査業務の手法の比較検討及び決定 (現地調査位置の決定等を含む)	比較手法案の作成作業、 調査作業 等				速記、翻 訳、ト レース、 模型製 作、計算 処理(単 純電算 処理)、 データ入 力、アン ケート票 の配布・ 収集・単 純集計 から 限定列 挙	共通 仕様書 1127条 に明記		
	調査業務に係る技術的判断								
④設計業務等	設計業務等の手法の比較検討及び決定 (構造計算のパラメーターの決定等を含む)	個々の比較案、施工計画の 計算・作図作業、設計計算作業、 数量計算作業 等						コピー 印刷 製本 資料の 収集 ・要約	
	設計業務等に係る技術的判断								
⑤解析業務	解析業務の手法の比較検討及び決定 (計算処理のパラメーターの決定等を含む)	比較手法案の作成作業、解析作業 (計算処理、データ入力・プログラミ ングを含む)							
	解析業務に係る技術的判断								
⑥説明資料作成	説明資料の作成方針の決定や技術的判断	手法比較検討案、資料の作成作業 等							
⑦報告書作成・照査	報告書の作成方針の決定や技術的判断								

再委託できない部分 (業務の主たる部分)	再委託できる部分 (発注者の承諾が必要)
設計計画における全体実施方針の決定、構造形式や設計細部事項の比較検討のための方針決定と検討作業の指示、結果の技術的判断	左記の方針決定に基づく設計計画における個々の比較案の計算・作図作業
設計計算における方針決定、設計条件、パラメータの確定、計算手法と計算モデルの決定、設計計算結果に対する技術的判断、照査	左記の決定・判断に基づく設計計算作業
設計図における方針決定、設計条件及び細部条件等の指示、方針決定に対し重要な要素となる図面の作成(平面図、縦断図、一般図等)、技術的判断、照査	左記の決定・判断に基づく作図作業
数量計算における方針決定、使用材料規格等の決定、技術的判断、照査	左記の決定・判断に基づく数量計算作業
施工計画における方針決定、施工条件の確定、施工法・施工順序等の比較検討のための方針決定と検討作業の指示、技術的判断、全体工程計画表の作成	左記の決定・判断に基づく施工計画における作図・数量計算作業
設計に付随する測量・地質調査等の調査位置・範囲及び仕様の決定	設計に付随する測量・地質調査の作業実施等

再委託の上限設定の必要性

土木関係建設コンサルタント業務における再委託の上限設定の必要性

① 先の通常国会や道路関係業務の執行のあり方改革本部等より様々な指摘があり、業務の再委託のあり方に関し、透明性の確保を求められている。

② 一方で建設コンサルタント業務等において、以下の要素の通り部分的な**再委託は必要**なものである。

1)設計業務では業務の専門化、効率化の観点から、作業区分によっては再委託を実施している。

 次ページ※1

2)さらに小規模な業務では、設計と測量・地質調査等を一体発注し、再委託することが多い。

 次ページ※2

3)民間コンサルタント実施の詳細設計における再委託の実施率は2～3割程度である。

 次ページ※3

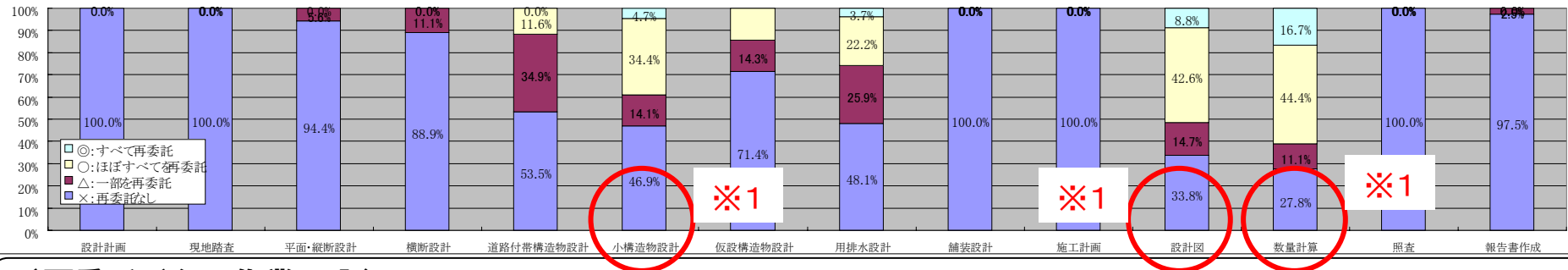
③ 随意契約(プロポーザル方式を含む)においては、特定された企業又は技術者が評価された技術力を発揮することにより**その者にしか実施できない**として受注しているものであり、**大部分を再委託に頼るのは問題**であるため、再委託額の上限設定が必要
(総合評価落札方式や競争入札方式は再委託の上限設定の対象外)。

随意契約(プロポーザルを含む)に限って再委託率に一定の上限を設定

このための措置として、土木設計業務等委託共通仕様書を改定

1 設計業務でも業務効率化のため、作業区分によっては再委託を実施している。（※1）

図-2 作業区分別の再委託(件数割合)の傾向



（再委託が多い作業区分） ※1

小構造物設計（側溝、集水柵、小型擁壁等の設計）、設計図、数量計算など、設計と一体不可分だが作業が主な業務では、業務の効率化の観点から産業の実態が分業化し、専門コンサルタントに再委託をしていることが通例化。

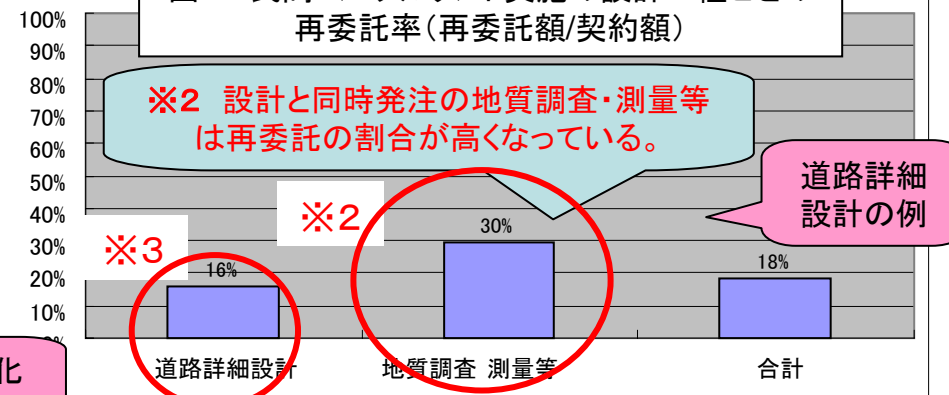
2 小規模な業務では、測量・地質調査等が一体発注されるため、再委託が多い。（※2）

（委託業務の特徴）

1. 主たる部分は元請で行っている傾向
2. 発注規模の小さい業務では、設計業務と測量・地質調査業務を一括発注することが多く、その部分が再委託されている。（※2）
3. 再委託が多いとされる詳細設計でもその平均が1/3を超えない。

作業を細分化

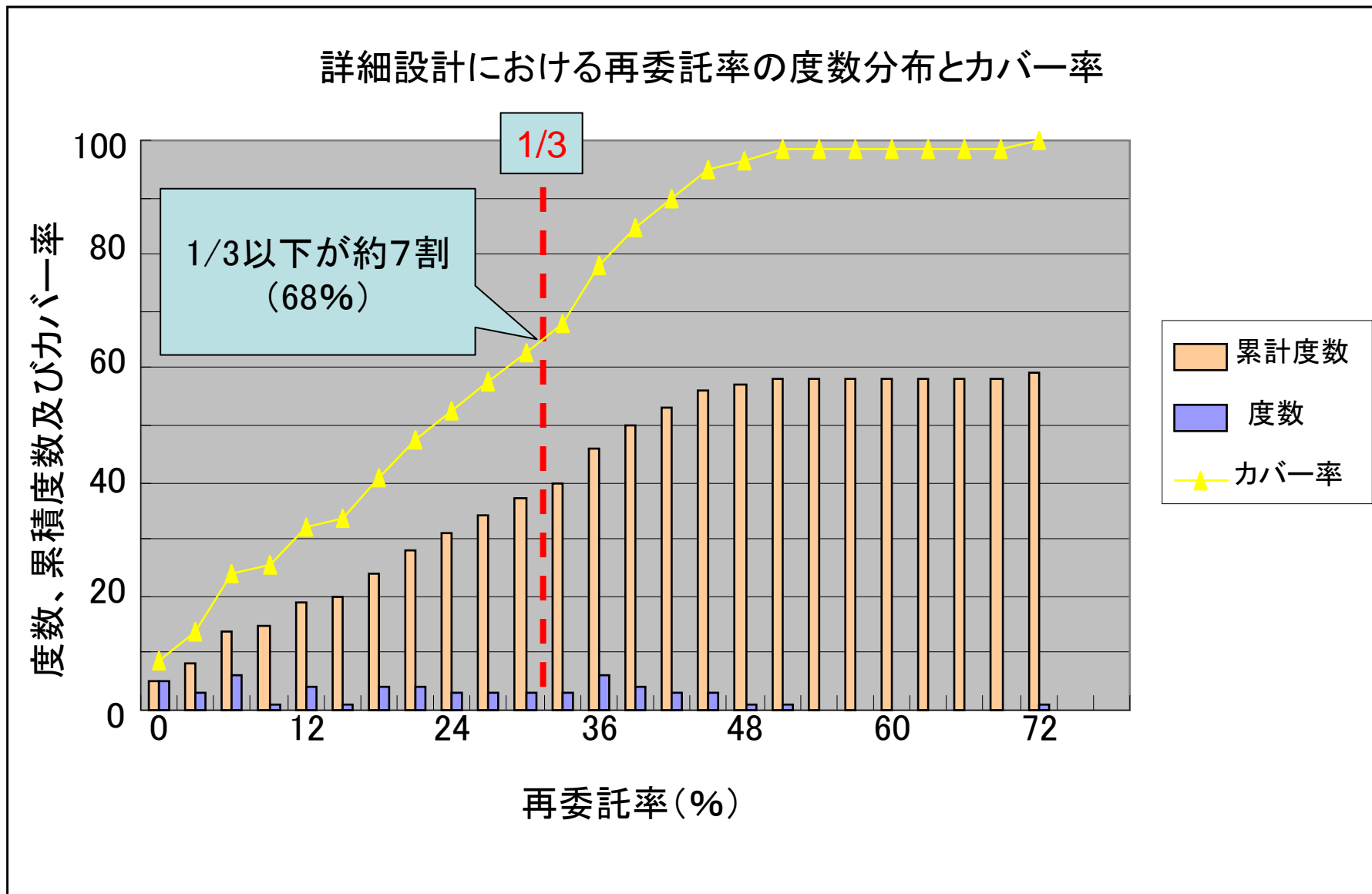
図-1 民間コンサルタント実施の設計工種ごとの再委託率(再委託額/契約額)



3 詳細設計における再委託の実施率は2～3割程度である。（※3）

業務名(サンプル数)	平均再委託率	業務名(サンプル数)	平均再委託率
(1) 橋梁詳細設計 (15)	26%	(5) 山岳トンネル詳細設計 (5)	25%
(2) 道路詳細設計 (9)	18%	(6) 護岸詳細設計 (11)	23%
(3) 一般構造物詳細設計 (8)	15%	(7) 樋門詳細設計 (7)	29.5%
(4) 共同溝詳細設計 (4)	29%		

(社)建設コンサルタンツ協会 調べ

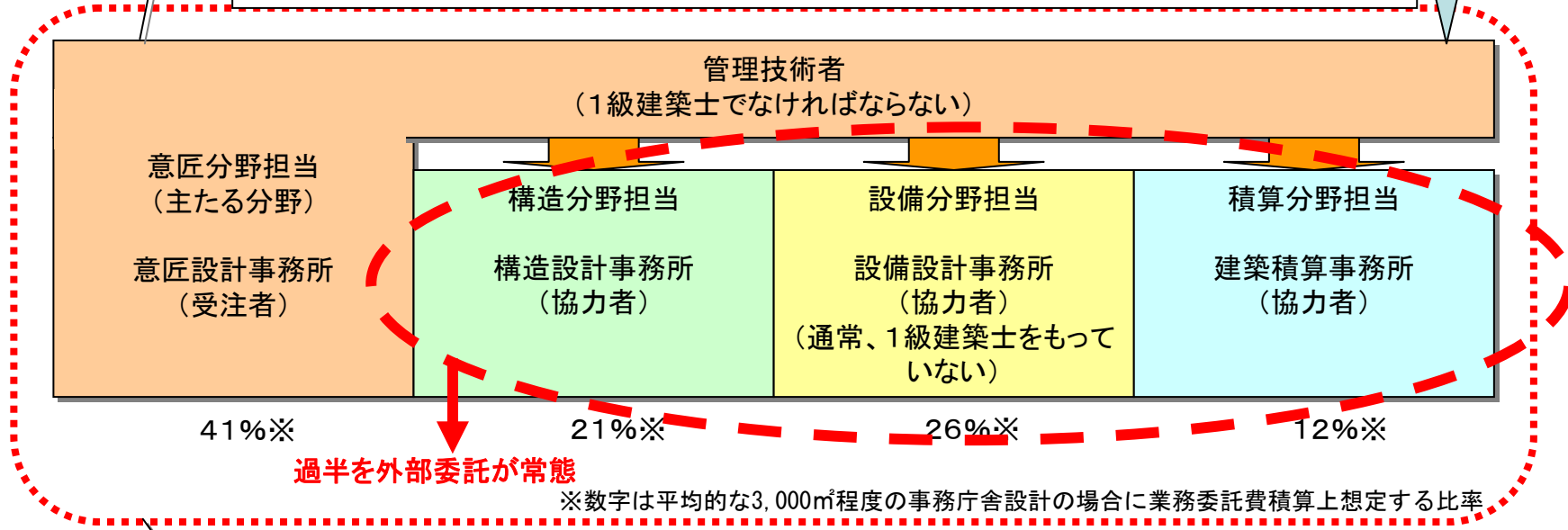


再委託の実態調査【建築関係建設コンサルタント業務】

総合建築設計事務所：1社ですべての業務を実施

その他の建築事務所：意匠設計事務所＋専門設計事務所のイメージ

建築設計は、民間建築が中心であり、
その業態の多くは、一部の総合設計事務所を除き、
意匠設計事務所が設計業務全体を統括（設計者としての最終責任を負う。）し、
専門設計事務所が協力者として専門分野を担当している。



- 各分野毎に過去の実績等の参加資格要件を求めている。
- 各分野毎の主任担当技術者及び担当技術者を参加意思表明時に提出させ、プロポーザル方式における評価対象としている。

現在のままだも
体制は明確

・主たる部分である意匠分野以外の各分野（構造、電気、機械）は「協力者※」が分担して行っても良いことと整理している（※建築設計の場合、一次再委託先を「協力者」と呼び、再委託とは区別している）。

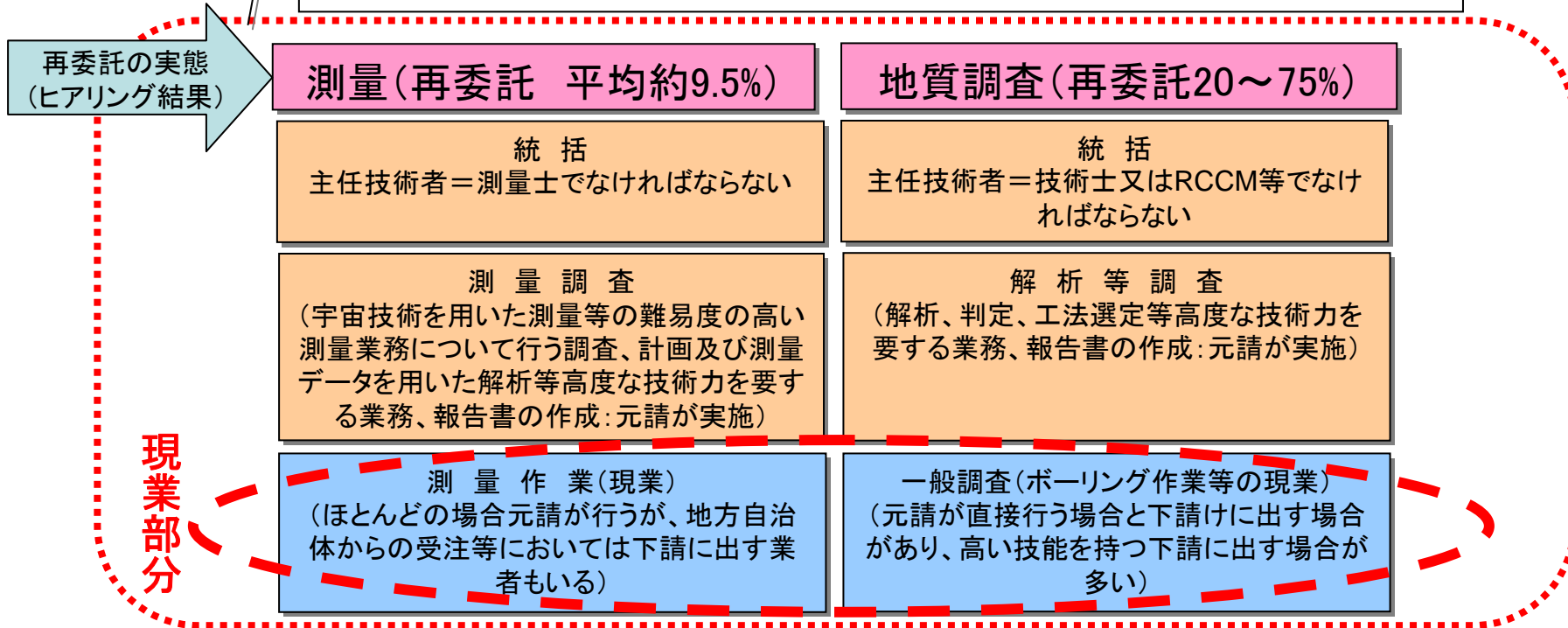
・構造、電気、機械の主任担当技術者を協力者から出さず場合であっても、発注者が指定する同種・類似業務実績要件を持つ者でなければ欠格となる（土木では再委託先に元請企業と同じ実績を求めるのは無理）。

・建築設計における業態は分業化しており、意匠設計事務所が受注した場合、受注額の過半が協力者に委託されるのが実態。

建築設計における再委託率の上限設定は民需にも影響を及ぼすため土木と同等には扱えない
土木とは別途整理

再委託の実態調査【測量業務・地質調査業務】

測量業、地質調査業は、工種が1つの工事に近い業種であり、設計と違って「現場」における「現業（測量・ボーリング）」があり、そこが再委託されることが多いのが特徴。



元請が行う主たる業務は何か？
現業部分以外に承諾可能な業務の例示は必要ないか？
発注者は分離発注が可能かどうか検討したか？
現業の品質確保に問題がないか？

今後の検討

更なる検討を行う

この他、補償コンサルタント業務についても実態を把握の上導入を検討

測量設計業務の再委託について

- ① 受注総額1,354億円のうち129億円が下請業者発注されており、全体の平均として約9.53%の金額が再委託されていることとなる。公共測量に限定しても約11.63%。
- ② 仮に再委託額の限度を受注金額の3分の1以下に制限しても問題は大きくない。

平成18年度における測量業務の受注内訳

単位:千円

	件数	金額	1件あたり 金額	該当社数
公共測量	32,029	75,392,636	2,354	3,969
地籍・その他	23,739	35,175,137	1,482	709
調査等業務	12,571	24,883,391	1,979	662
合計	68,339	135,451,164	1,982	5,340

うち、同業者からの下請

単位:千円

	件数		金額		1件あたり 金額	該当社数
公共測量	5,946	18.56%	8,766,829	11.63%	1,474	3,969
地籍・その他	3,261	13.74%	2,431,391	6.91%	746	709
調査等業務	1,133	9.01%	1,714,255	6.89%	1,513	662
合計	10,340	15.13%	12,912,475	9.53%	1,249	5,340

(社)全国測量設計業協会連合会調べ

(平成18年度測量業の経営実態調査及び受注状況調査報告より抜粋)